

# 令和8年度西部中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月

富山市立西部中学校

# 目 次

## 1 西部中学校いじめ防止基本方針について

- (1) 目的 . . . . . 1
- (2) 基本理念 . . . . . 1

## 2 本校のいじめの実態と課題について

- (1) 本校の実態 . . . . . 1
- (2) 本校の課題 . . . . . 2

## 3 いじめ問題への対応について

- (1) いじめの防止のための取組 . . . . . 2
- (2) いじめの早期発見のための取組 . . . . . 3
- (3) いじめが起きたときの対応 . . . . . 3～7

## 4 重大事態への対処について

- (1) 重大事態とは . . . . . 8
- (2) 重大事態の対応についての留意事項 . . . . . 8

## 1 西部中学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立西部中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「西部中学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての生徒に関わる問題であることから、生徒が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて生徒が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・いじめは、いつでもどこでも起こるものという認識の下、月 1 回のアンケートを実施し、いじめの早期発見に努めています。
- ・グループによる悪口や嫌がらせ等のいじめがあり、生徒同士の人間関係づくりやコミュニケーションの取り方の指導に心がけています。  
特に、冷やかしやからかい、陰口や悪口等、言葉によるトラブルが多いので、言語環境に留意した教育活動に努めています。  
人権週間には、生徒会による啓発活動を充実させるとともに、外部講師を招き、いじめ防止教室を実施しています。
- ・スマートフォンやパソコン、ゲーム機等の SNS を使ったトラブルに加え、学校貸与のクロムブック使用についての問題もあり、ネットモラルに関する指導を適切かつ継続して行っています。特に、個人の画像等の個人情報掲載するトラブルがあり、保護者に家庭での管理を呼びかけています。また、富山西警察署の協力を得て、SNS 危険防止教室を催しています。

## (2) 本校の課題

- ・1年生のトラブルが多く、学年が上がるに連れて落ち着いた行動をとり、トラブルも減少する傾向にある。入学時から保護者との連携を密にし、生徒の特性や発達段階に応じた指導を心がけ、未然防止の指導の充実に努める必要があります。
- ・SNSのトラブルが増え、ネットモラルの指導を適切に行い、SNSの正しい利用の仕方を身に付けることが必要です。また、生活の乱れによる健康面の心配や家族関係の悪化につながっている場合もあります。家庭には、責任ある指導・管理が求められていることを繰り返し伝え、連携して対応していかねばなりません。
- ・からかいや粗暴な言葉遣いによるトラブルが多く、日常の会話や授業の発言等、言語環境に留意した教育活動に努める必要があります。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止のための取組

- ・いじめはどの学校にも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうるという認識に立ち、危機管理意識をもって日頃から生徒観察に努めます。また、「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気为学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実させ、社会性や規範意識、思いやり等、生徒の豊かな人間性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・生徒が学びを楽しむことができるような質の高い学びを追究し、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・学校の教育活動全体・生徒会活動を通して、他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を獲得できる場の設定に努めます。
- ・いじめの事例研究等の校内研修を充実させ、教師の資質を高め、未然防止に取り組めます。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の生徒の様子、生活ノート等での生徒との日常のやりとり、教育相談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く生徒たちを見守ります。

- ・ ささいないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・ 月1回のアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・ 生徒や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口、スクールカウンセラー、カウンセリング指導員等について広く周知するよう努めます。

### (3) いじめが起きたときの対応

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ 生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保します。
- ・ いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「校内いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照① 5P【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

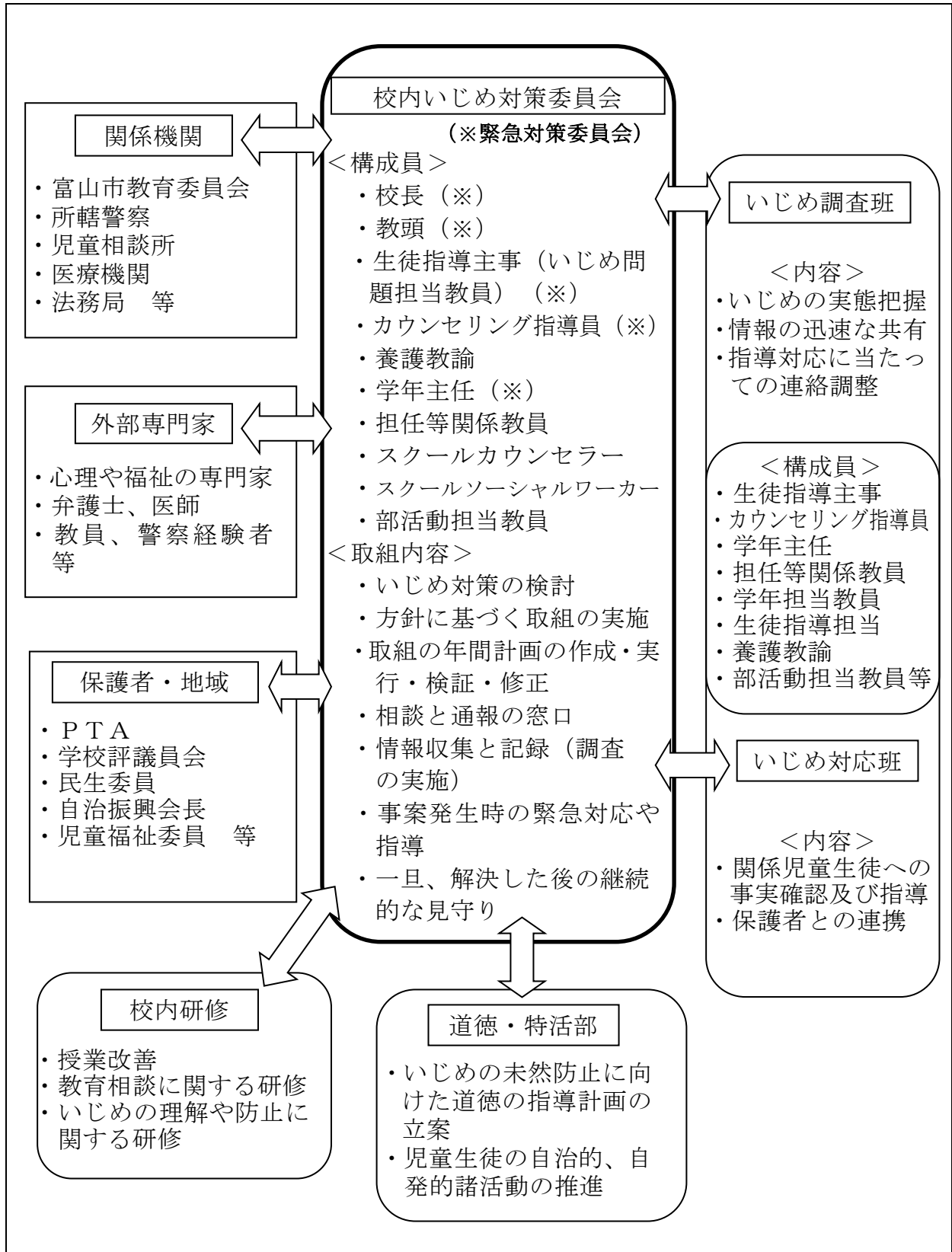
② 6P【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・ 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた生徒といじめた生徒それぞれの保護者に連絡します。
- ・ 生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
- ・ いじめられた生徒とその保護者へは次のような支援を行います。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた生徒の安全を確保します。
  - イ 必要に応じ、いじめた生徒を別室で指導すること等で、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにします。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取り組みます。

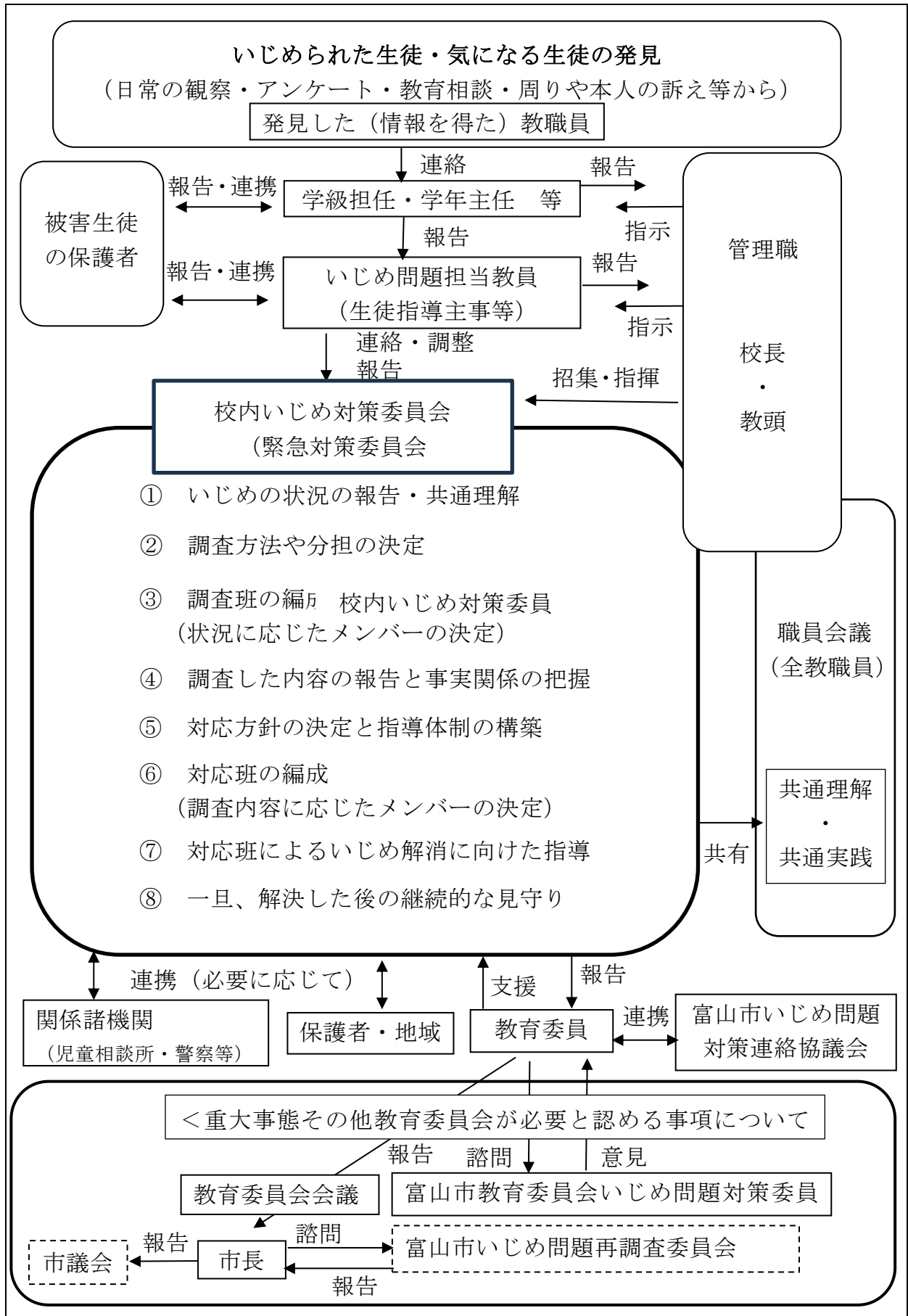
- ・いじめた生徒とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
  - ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた生徒のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行います。
  
- ・いじめが起きた集団の生徒に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、「観衆」としていじめ行為をはやしたてたりおもしろがったりすることや、その周りで暗黙の了解を与える「傍観者」になること等は、いじめに加担していることと理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
  
- ・謝罪のみをもって解決したものとはせず、被害生徒の回復、加害生徒がかかるストレス等の問題の除去、加害被害双方の生徒と他の生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
  
- ・インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
  
- ・生徒に貸与された1人一台端末に搭載された「教育相談受付システム」を活用するなど、生徒の抱える悩みを把握し、解消に向け適切に働きかけます。また、インターネットを通じての人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
  
- ・SNSを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
  
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	校内いじめ対策委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解  職員会議	PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発	事案発生時、緊急校内いじめ対策委員会の実施		
未然防止への取組	いじめ実態把握調査	①学級・学年づくり 人間関係づくり	生徒会による未然防止に向けた自治活動		
早期発見への取組	さわやか(いじめ)アンケート毎月1回		教育相談週間	生徒・保護者・学校評価アンケート	

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	校内いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認		事案発生時、緊急校内いじめ対策委員会の実施			いじめ問題に関する職員研修会②	校内いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会・合唱コンクール等)		生徒会による「人権週間」への取組		道徳・特別活動計画へ生かす		
早期発見への取組	さわやか(いじめ)アンケート毎月1回		教育相談週間	生徒・保護者・学校評価アンケート			

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ①「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合、転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等）
- ②「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」  
（年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する。）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・ 速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する義務があります。その後、県教育委員会を通じて、文部科学省に報告します。
- ・ 学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行います。
- ・ 事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。